

# かんなみ暮らし応援券取扱要領

函南町商工会

## ■発行の目的

エネルギー・食料品価格等の物価高騰により、経済的に影響を受けている町民の生活支援と町内各事業所の売上向上を図り、中小商工業者を中心として賑わい創出と併せて地域経済の活性化を図ることができる事業である。

【対象業種】 小売、卸売、飲食、サービス業、建築業など特に限定を設けないが、下記⑧の対象外については除くものとする。

例：食料品・衣服・子供服・履物・雑貨・化粧品・医薬品・書籍類・家電製品・家具  
飲食・旅行・レジャー・理美容・リフォーム・その他サービス

## ■発行内容

- ①発行主体 函南町・函南町商工会  
②商品券名称 かんなみ暮らし応援券  
③額面価格 1冊 10,000円（1,000円券×10枚）内4枚は中小店専用  
中小店＝大規模小売店舗立地法対象店舗  
(店舗面積1000平方メートル以上)以外  
④配布冊数 1人1冊（函南町より各世帯へ発送）※販売はありません。  
⑤発行総額 359,450,000円  
⑥発行冊数 35,945冊  
⑦有効期間 令和8年 4月1日（水）～ 7月31日（金）  
⑧使用対象外物品

次に示す内容については利用出来ません。

- ・商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード・電子マネーのチャージ等 挿金性の高いもの
- ・たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ・株式、先物、宝くじなどの金融商品
- ・事業活動に伴い発生した買掛金、未払金等の支払
- ・国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払
- ・医療保険や介護保険等の一部負担金

## ⑨注意事項

つり銭は出さない。また、払い戻しはしないこととする。

## ■加盟店申込方法

### ○資格要件

- ①函南町内に立地する店舗・事業所があること
- ②かんなみ暮らし応援券発行事業取扱要領を遵守すること

### ○対象外事業所

- ①風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する営業を行うもの
- ②業務の内容が公序良俗に反する営業を行うもの

○登録申請期間

案内発送日～令和8年7月31日（金）

（土・日・祝祭日を除く 営業時間8：30～16：00）

1月30日までに登録された事業所については、商品券同封のチラシに掲載される。

2月2日以降の登録については3月下旬発送の折込チラシや函南町商工会ホームページ等に掲載。

○登録場所 函南町商工会

○登録方法

①令和7年度かんなみプレミアム商品券発行事業に加盟店登録をされた事業所については、登録手続きを簡略化し加盟確認書により本年の加盟有無と口座確認を行います。登録内容に修正がある場合は、登録内容変更届の提出をお願いします。

②①以外の事業所で新規に登録する場合、登録を希望する事業所は取扱要領を確認し登録申請書に所要事項記入の上、函南町商工会に提出。

○加盟店説明会

令和8年2月25日（水）午後2時～ 場所：函南町文化センター多目的ホール

2月26日（木）午後6時30分～ 場所：函南町商工会館3階ホール

※説明会は30分程度で終了します。販促品のお渡し等ございますので、どちらかの日程にご出席をお願い致します。

■商品券の換金

○原則、三島信用金庫から振込でのお支払いとなります。

※少額（10枚、10,000円）までに限り、現金での精算を受け付けます。

○換金受付場所 函南町商工会（函南町仁田68-2）

○換金期間 第1回：4/14締4/22払～第10回：8/14締8/21払まで。

（土・日・祝日・5/13を除く 受付時間9:00～16:00）

○換金方法

①換金請求書に商品券を添えて函南町商工会へ持参する。その際は、共通券と中小券を必ず分けて下さい。

②商品券の確認を行い、換金手数料を引かれた分を決められた期日に

予め届けられた金融機関の口座に振込む。その際の振込手数料は事業所負担とする。

○換金日

次の指定する全10回とする。

① 4/14 (火) 締	4/22 (水) 払	② 4/28 (火) 締	5/8 (金) 払
③ 5/12 (火) 締	5/20 (水) 払	④ 5/26 (火) 締	6/4 (水) 払
⑤ 6/9 (火) 締	6/17 (水) 払	⑥ 6/23 (火) 締	7/1 (水) 払
⑦ 7/7 (火) 締	7/15 (水) 払	⑧ 7/21 (火) 締	7/29 (水) 払
⑨ 8/4 (火) 締	8/12 (水) 払	⑩ 8/14 (金) 締	8/21 (金) 払

各期間内1回にまとめてお持ちください。

○換金手数料（大型店とは大店立地法対象店舗=店舗面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の店舗をいう）

①商工会会員事業所	0%
②商工会会員である大型店	1. 1%
③非会員事業所	1. 1%
④非会員である大型店	3. 3%

※手数料は税込とする。

○加盟店登録をしないと換金できません。

■加盟店へのお願い

- ①商品券を受け取った加盟店は、再流通を防止するため裏面の指定欄に加盟店名を記入（押印）する。
- ②商品券が偽造であるなど不正に使用されていることが明らかな券の受け取りは拒否すること。また、その際速やかにその事実を函南町商工会及び警察に報告すること。
- ③自らの商品券を、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。
- ④その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。
- ⑤加盟店は、店頭・店先等に加盟店表示ポスター等を必ず掲示し、消費者に周知する。
- ⑥商品券にクリップ、ホチキス等を付けないでください。
- ⑦商品券の破損について、軽微な破損や通し番号があり、貼り合わせた状態で、2／3以上存在する商品券についてはそのまま取扱をお願いします。差し替えは致しません。確認が必要と判断された場合は、加盟店より函南町商工会へ連絡をお願いします。

■個人情報

- ①登録申請時に提出された個人情報は、商品券発行に係る事務処理のため発行者に提供することとする。
- ②発行者は、提供された個人情報を本事業以外の用途に使用しない。

■その他留意事項

- ①かんなみ暮らし応援券に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、函南町商工会がその対応を決定する
- ②加盟店の情報（店舗名、所在地、電話番号、業種等）は、「かんなみ暮らし応援券加盟店一覧」としてチラシ、函南町商工会ホームページ等で広報する。

【お問い合わせ先】函南町商工会事務局

〒419-0114 田方郡函南町仁田 68-2 TEL:055-978-3995 FAX:055-978-8097



URL: <https://kannamisci.jp/> MAIL: info@kannamisci.com

R 8. 1. 29 現在

※この取扱要領は変更となる場合があります。変更になる場合は加盟店説明会にて再度配布いたします。